平成２５年（フ）第２２６号
京都市伏見区深草泓ノ壺町28番地６　ワタルハイツ306号
破産者　前川　あや
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７０６号
京都市東山区花見小路通三条下る教業町674番地　市住新３棟222号
破産者　菱田　　武
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７４４号
京都市伏見区新町10丁目377番地２　102号、開始決定時の住所京都市伏見区村上町376番地　パルコート伏見桃山703号
破産者　二俣　恵一
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８７１号
京都市北区大北山原谷乾町19番地の171　パラドール北山613号
破産者　藤本　良信
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８７３号
京都市北区大北山原谷乾町19番地の171　パラドール北山613号
破産者　藤本まゆみ
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９１６号
京都府城陽市久世里ノ西15番地の９　ヴィラ久津川303号
破産者　月丘電業こと　月丘　邦彦
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
奈良市川久保町３－４　メゾン若草107、住民票上の住所奈良市奈良阪町1874番地
破産者　カーギャラリーワキサカこと　脇阪　道春
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６０８号
広島市西区楠木町４丁目12番22号
破産者　山村　義昭
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０４号
広島市東区牛田東２丁目９番40号
破産者　瀬戸内料理まつばらこと　松原　隆徳
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９号
山口県岩国市立石町４丁目３番19号
破産者　石田　憲司
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４７５号
高知市若草町３番１―312号
破産者　山﨑　佳代
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７６号
高知市若草町３番１―312号
破産者　山﨑　弓佳
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３０５号
高知市永国寺町１番43号　ハイツ永国寺602
破産者　大寺ゆき美
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４４号
宮崎県小林市真方1461番地２
破産者　水久保雄二
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第３７８号
千葉市若葉区上泉町111番地
破産者　初芝　義照
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９６９号
千葉県市原市南国分寺台３丁目５番地２　ハイツ時田Ａ101
破産者　植**栞**　幸是
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７０号
千葉県市原市南国分寺台３丁目５番地２　ハイツ時田Ａ101
破産者　植**栞**　洋子
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７１号
千葉県市原市南国分寺台３丁目５番地２　ハイツ時田Ａ101
破産者　植**栞**美由紀
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１２号
千葉県船橋市宮本４丁目14番６号
破産者　作本　　裕
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９１号
千葉県我孫子市高野山556番地の７
破産者　芥川久美子
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８４号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1761番地214
破産者　長澤　　顯
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係